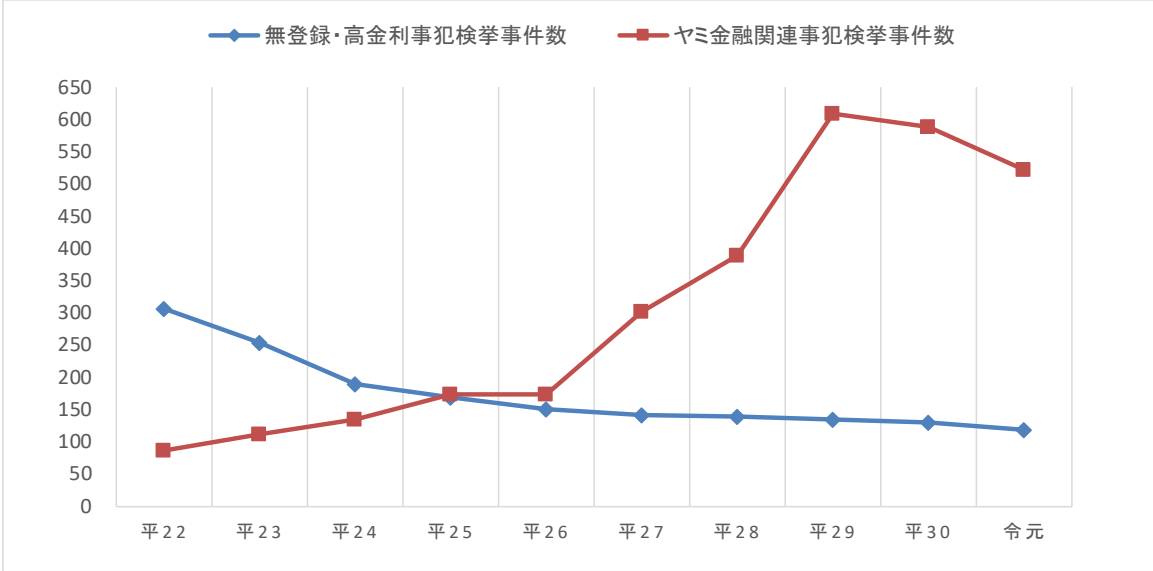


令和 2 年 12 月
警 察 庁

ヤミ金融事犯の検挙状況

1 検挙状況の推移



	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元
検挙事件数	393	366	325	341	422	442	528	743	718	639
無登録・高金利事犯	307	254	190	168	151	140	139	135	130	118
ヤミ金融関連事犯	86	112	135	173	271	302	389	608	588	521
検挙人員	755	666	470	523	558	608	662	881	814	724
無登録・高金利事犯	646	539	315	337	258	267	257	236	207	191
ヤミ金融関連事犯	109	127	155	186	300	341	405	645	607	533
被害人員	76,575	50,334	31,528	31,049	16,885	20,946	24,231	13,044	14,469	10,529
被害額	115億 1,065万円	117億 5,516万円	109億 9,008万円	150億 0,401万円	97億 7,645万円	160億 9,086万円	131億 9,526万円	91億 3,852万円	35億 9,160万円	67億 1,464万円

注1 「無登録・高金利事犯」とは、貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利等）に係る事犯をいう。
2 「ヤミ金融関連事犯」とは、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯をいう。

2 主な検挙事例

- SNSを利用した貸金業法違反等事件（神奈川）
会社員（当時28歳）は、令和元年6月頃から同年11月頃までの間、ツイッター上において、「□□個人間融資」と掲載して顧客を募り、融資の申し込みがあった顧客約20人に対し、法定利息の約121倍から約246倍で金銭を貸し付け、元利金合計約190万円を受領した。
令和2年2月、同人を貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した。

○ 新型コロナウイルスに関連した出資法違反等事件（愛知）

自営業者（当時42）らは、令和2年4月、新型コロナウイルスの影響等により、資金繰りが厳しくなった飲食店経営者に対し、200万円を貸し付けるに当たり、法定利息の約7倍を超える140万円の利息を受領する契約をした。

令和2年5月、同人らを出資法違反（高金利の契約）等で検挙した。

○ 給与ファクタリングによる貸金業法違反等事件（大阪）

給与ファクタリング業の経営者（当時40）らは、ホームページ上に広告を掲載して顧客を募り、令和元年11月頃から令和2年6月頃までの間、融資を申し込んできた顧客約2,900人に対し、法定利息の約31倍から約81倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する法人名義の口座に振込送金を受ける方法により、元利金合計約2億1,000万円を受領した。

令和2年10月までに、経営者や従業員を含む9人を貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した。

3 携帯電話対策の状況

(1) 契約者確認の求めを行った件数

	平27	平28	平29	平30	令元
契約者確認の求め	8,425	6,932	3,308	2,556	1,920

注 貸金業法違反又は出資法違反に基づくものを計上している。

(2) ヤミ金融事犯に係るレンタル携帯電話の解約要請件数

	平27	平28	平29	平30	令元
レンタル携帯電話 解約要請	3,735	3,010	1,744	1,085	1,039

(3) 役務提供に関する情報提供

	平27	平28	平29	平30	令元
役務提供拒否 情報提供	2,640	2,373	2,450	1,234	707

4 金融機関への情報提供の状況

ヤミ金融事犯に使用された疑いのある口座の金融機関への情報提供件数

	平27	平28	平29	平30	令元
口座凍結情報提供	28,445	23,661	18,979	15,289	11,390